

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告示	〇 確知できない処分者等が講ずべき支障の除去等の措置等を公告する	二〇九
〇 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件二件	二〇九	
〇 土地改良区の定款の変更を認可した件	二二二	
〇 保安林の指定をする予定である件	二二二	
公告	〇 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件二件	三二二
〇 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件	三二二	
〇 土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件二件	三二二	
〇 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件	三二二	
〇 県営土地改良事業の工事が完了した件五件	三三三	
福島県教育委員会	〇 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則	三三三
福島県選挙管理委員会	〇 不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があつた件	三三三

告 示

福島県告示第三百二十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十九条の五第一項の規定により支障の除去等の措置を命ずべき処分者等（同項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）の一部を確知できないので、法第十九条の八第一項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 講ずべき支障の除去等の措置

平成三年七月二十六日付けで富岡興業株式会社から福島県伊達郡川俣町山木屋字大

久保入山一番地一に設置する旨の届出があり、及び平成二十一年十一月二十六日に当該設置の許可が取り消された産業廃棄物管理型最終処分場（以下「処分場」という。）において、埋立法面の崩壊により、埋め立てられた廃棄物が飛散流出し、周辺の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあることから、崩壊のおそれを除去するために必要な措置を講じること。

また、埋立法面の崩壊により処分場内に滞留している汚水が流出し、周辺の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるため、滞留している汚水を除去し、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）に定める排水基準を満たすよう処理すること。

二 履行期限

平成二十四年六月三十日

三 知事による措置等

知事は、処分者等が一に掲げる支障の除去等の措置を講じない場合は、法第十九条の八第一項の規定により、自ら当該支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずる。なお、この場合は、同条第二項の規定により当該措置に要した費用を処分者等から徴収することがある。

（産業廃棄物課）

福島県告示第三百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十四年六月二十二日から同年十月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル笹谷店 福島県福島市笹谷字南田三番地一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年二月七日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百六十四平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(-) 位置 別紙図面のとおり

(-) 収容台数 九十五台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(-) 位置 別紙図面のとおり

(-) 収容台数 四十八台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(-) 位置 別紙図面のとおり

(-) 面積 九十一平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(-) 位置 別紙図面のとおり

(-) 容量 十一立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(-) 開店時刻 午前九時

(-) 閉店時刻 午後九時五十分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(-) 数 二か所

(-) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

七 届出年月日

平成二十四年六月六日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十四年六月二十二日から同年十月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき市商工振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヨークベニマル佐糠店 福島県いわき市佐糠町八反田九十一の一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年二月八日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千二百九十平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(-) 位置 別紙図面のとおり

(-) 収容台数 百三十四台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(-) 位置 別紙図面のとおり

(-) 収容台数 九十四台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(-) 位置 別紙図面のとおり

(-) 面積 百一十一平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(-) 位置 別紙図面のとおり

(-) 容量 十二立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(-) 開店時刻 午前九時

(-) 閉店時刻 午後九時五十分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(-) 数 五か所

(-) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後九時まで

七 届出年月日
 平成二十四年六月七日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、東根堰土地改良区から平成二十四年六月六日付けで申請のあった定款の変更について、同月十五日認可した。

平成二十四年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平
 (農村計画課)

福島県告示第三百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十四年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 白河市大岩倉三九、四〇、四二、四四から五四まで、五七から五九まで、六一、六四から六七まで、六七の二、六九から七二まで、八三、八四の一、久保前八四から九一まで、九三、九四
- 二 指定の目的
 落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

公 告

公告第六十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
 平成二十四年六月十一日
- 二 名称 NPO 法人「負けないぞ福島宣言!プロジェクト」
- 三 代表者の氏名
 梅宮 勇造
- 四 主たる事務所の所在地
 福島県福島市鎌田字沼前十四番地
- 五 定款に記載された目的
 この法人は、将来を担う子供達はじめ、福島県民に対して、安心して住める街づくりに協力する活動を行ない、県民に勇気と元気を与えるため「音楽会」やそれに関するイベントを開催、またはそれらに協力する活動を行い、大好きな我々のふるさと福島「人の住める環境」維持とより良い環境保全に寄与することを目的とする。
- (文化振興課)

公告第六十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
 平成二十四年六月十三日
- 二 名称
 特定非営利活動法人相双歴史文化保存会
- 三 代表者の氏名
 畠中 正一
- 四 主たる事務所の所在地
 福島県福島市森合字丹波谷地前十四番地の二十一
- 五 定款に記載された目的
 この法人は、今回の東日本大震災及び福島原子力発電所の事故の影響により壊滅的な被害を受けた相馬・双葉地区から避難している方々にできる限り早い機会に、居住可能な旧相馬藩の地域である相馬市及びその近隣の市町村に戻ることを呼びかけ、相馬市等に定住し、将来の生活を設計できるように支援するとともに、相馬・双葉地方に

残る文化・伝統を保存伝承することで、相馬・双葉地区の早期機能回復及び地域の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百六十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十四日

二 名称

特定非営利活動法人さぼーとセンターびあ

三 代表者の氏名

青田 由幸

四 主たる事務所の所在地

福島県南相馬市原町区上高平字中里四百三十番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者(児)とその家族及び高齢者、子ども達に対して、安心して当たり前の生活ができるために、必要な事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十四年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

西会津町土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 伊藤 堅悦 耶麻郡西会津町野沢字牧乙四六七番地

(農村計画課)

公告第百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十四年六月二十二日

土地改良区の名称

戸ノ口堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 渡部 幹雄 会津若松市一箕町大字松長字上長原九三番地

(農村計画課)

公告第百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

鮫川堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 若松 昭雄 いわき市渡辺町中釜戸字川原字六番地

同 小野 和通 市渡辺町泉田字沢田八六番地

同 岩並 貞雄 市常磐岩ヶ岡町山ノ根八番地

同 高萩 洋一郎 市小名浜住吉字林崎三五番地

同 山崎 喜榮 市泉町滝尻字南坪六三番地

同 佐坂 邦彦 市遠野町滝字川原一〇番地

同 高木 甚一 市江畑町小関場一〇四番地の二

同 大平 一男 市渡辺町上釜戸字西仲田六〇番地の二

同 市村 博孝 市添野町清水一四番地

同 国井 祐太郎 市常磐馬玉町入ノ作一〇五番地

就任した役員

理事 岩並 貞雄 いわき市常磐岩ヶ岡町山ノ根八番地

同 小野 和通 市渡辺町泉田字沢田八六番地

同 高萩 洋一郎 市小名浜住吉字林崎三五番地

同 山崎 喜榮 市泉町滝尻字南坪六三番地

同 佐坂 邦彦 市遠野町滝字川原一〇番地

同 高木 甚一 市江畑町小関場一〇四番地の二

同 若松 孝臣 市渡辺町松小屋字八郎次二八番地

同 国井 祐太郎 市常磐馬玉町入ノ作一〇五番地

同 小野 享 市渡辺町田部字初田五番地

同 森 齊 市岩間町岩下七八番地

(農村計画課)

福島県知事 佐藤 雄 平

公告第百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、柿ヶ作地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十四年五月二十五日完了したので公告する。

平成二十四年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平
（農村計画課）

公告第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、三ツ森地区に係る県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の工事は、平成二十四年五月二十二日完了したので公告する。

平成二十四年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平
（農村計画課）

公告第百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、涌水地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十四年五月二十八日完了したので公告する。

平成二十四年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平
（農村計画課）

公告第百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、新舟地区に係る県営一般農道整備事業の工事は、平成二十三年十二月十九日完了したので公告する。

平成二十四年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平
（農村計画課）

公告第百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、沼ノ平地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十四年二月八日完了したので公告する。

平成二十四年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県教育委員会

（農村計画課）

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月二十二日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第八号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和五十年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「外国人に」を「日本の国籍を有しない者に」に、「外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第四条第一項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区）の長が発給する文書」を「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等の記載された住民票の写し」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

（義務教育課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十五号

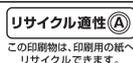
福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第八号、第九号第一項、第十号第一項、第十一号第一項又は第十二号第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。

平成二十四年六月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	閉 鎖 年 月 日
医療法人久慈会東白川中央病院	東白川郡棚倉町大字流字森の内五二	平成二十四年三月三十一日



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行所 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷